令 和 6 年 8 月 1 日
品川区役所第二庁舎８階
教　育　委　員　室

第３回品川区教育振興基本計画策定委員会　次第

１　開　　会

２　委員長挨拶

３　議　　事

（１）第２回策定委員会会議録および計画策定スケジュールについて

（２）品川区教育振興基本計画素案について

（３）子どもたちへの意見聴取について

４　連 絡 事 項

第４回策定委員会開催予定：未定（１２月開催予定）

５　閉　　会

資料一覧

【配布資料】

参考資料１：第２回品川区教育振興基本計画策定委員会会議録（議事要旨）

参考資料２:品川区教育振興基本計画策定委員会における審議スケジュール(案)

資料１：品川区教育振興基本計画における「ＯＥＣＤラーニング・コンパス（学びの羅針盤）２０３０」の活用について

資料２：品川区教育振興基本計画策定における施策体系の修正について

資料３：品川区教育振興基本計画　素案

資料４：品川区教育振興基本計画策定に係る子どもワークショップ 実施内容

令和６年８月１日（木）
第3回品川区教育振興基本計画策定委員会
参　考　資　料　１

第２回　品川区教育振興基本計画策定委員会
会議録（議事要旨）

日　時：令和６年６月１４日（金）9:30～11:00

場　所：品川区役所第二庁舎６階第１委員会室

出席者：

委員	（出席委員） 樋口委員長、鞍馬副委員長、金子委員、市川委員、松本委員、吉田委員、加藤委員、伊藤委員、外山委員、江藤委員、宮崎委員、石黒委員、薄木委員 （欠席委員） 野口委員、丸山委員
事務局	米田教育次長、佐藤子ども未来部長、舩木庶務課長、荒木学校施設担当課長、柏木学務課長、中谷指導課長、丸谷教育総合支援センター長、唐澤特別支援教育担当課長、河内品川図書館長、齊藤統括指導主事、升屋統括指導主事
その他	庶務課庶務係　担当者２名、策定支援受託事業者　担当者２名

１．開会

２．委員長挨拶

３．議事

（１）第１回策定委員会会議録について
（２）品川区教育振興基本計画骨子案について
（３）子どもたちへの意見聴取について

【議事概要】

（１）第１回策定委員会会議録について

会議録について、①全文ではなく議事要旨により公開すること、②正副委員長による確認をもって委員全体の承認を得たものとして取り扱うことの２点について事務局から提案し、委員の了承を得た。

（２）品川区教育振興基本計画骨子案について

事務局が作成した骨子案の概要について説明し、予め用意したキーワードおよびキーセンテンスに基づき委員の意見を伺い、引き続き検討を進めることとした。

＜主な意見・質疑＞

（委員質疑）

施策体系に関して、前回会議にて承認をしたところであるが、文章・文言はこれで決定か。私としても方向性は承認したつもりではあったが、可能であれば本文はもう少し委員の皆さんと一緒に検討できたらと思い確認した。

また、概要版は作成するのか。

（事務局回答）

表現の言葉遣いを一字一句全て決定したとの認識は持っていない。委員の意見を聞きながら最終的な完成に向けて進めていく。概要版は作成予定である。

（委員意見）

骨子案 第２章「教育を取り巻く動向の変化」に、ＯＥＣＤ（注記　経済協力開発機構）から出されているＰＩＳＡ（注記　国際学習到達度調査）の結果等を掲載してはいかがか。

（委員意見）

骨子案 Ｐ．１５「品川区の状況」における就学前教育の記載について、注釈で３つの観点を示しているが、最新版の「のびのび育つしながわっこ」では幼児期の終わりまでに育って欲しい１０の姿で記載がされている。そのあたりを踏まえてもう少し表現を見直してもよいと感じた。

（委員意見）

骨子案 Ｐ．１７「主な取り組み」について、区がこれまで教育施策に力を入れてきたことを踏まえ、今までの取り組みをもう少し詳しく載せていただきたい。例えば品川区は英語教育やコミュニティ・スクールとしての活動、いじめ防止に関しても品川区は先進的な取り組みを進めており、可能な範囲で追加してはいかがか。

（委員意見）

骨子案 Ｐ．１５における家庭教育支援の記載について昨今は学校によってＰＴＡという名称を付けずに活動している組織が増えている。ＰＴＡと称する組織のみを支援することが家庭教育支援ではない時代になっていることや、ＰＴＡに対する事業委託を行うことが支援になる訳ではない状況を踏まえ、学校、区、保護者代表が連携して関わりあうことができればと思う。

（委員意見）

骨子案 Ｐ．２０の目指すべきビジョン「個人・社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成」について、「個人・社会」とすると、社会のための個人のような意味で解釈されることもあると思うので「個人及び社会」等、「・」を使用しない表現が良いのではないか。

また、Ｐ．２１の施策体系の「施策推進における１２の方向性」は１番から１２番までに順位付けはあるのか。乳幼児教育に携わる立場からすると３番の「豊かな心・健やかな身体の育成」が１番最初に記載すべきように考えてしまう。

（事務局回答）

具体的な表記については今後検討したい。また、施策推進の１２の方向性の各項目

に順位付けはないが、どのように記載していくかについては、委員の意見を参考に考えていきたい。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２０「目指すべきビジョン」におけるキーセンテンス、キーワードについて、「区独自のウェルビーイング」とは具体的なものが今後示されるのか。

（事務局回答）

ウェルビーイングが具体的にどういうものなのか、品川区としてしっかり具体的に共有していく必要性は非常に重要だと考えている。

（委員質疑）

目指すべきビジョン「個人・社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成」について、方向性は良いが、この表現方法だと目指す「姿」とまで言えないという印象を受けている。区民や教育に携わる人々がイメージできることが大切で、ワクワクする文言を用いてキャッチコピーのようなものにしてはいかがか。

また、骨子案Ｐ．２０「目指すべきビジョン」とＰ．２１「施策体系」の間に、ビジョンに込めた私たち委員の思いや区民へのメッセージというのを、１つの章として成立させてわかりやすく説明してはいかがか。

（事務局回答）

ＯＥＣＤのラーンニングコンパス、学びの羅針盤をベースにしながら、子どもたちの資質・能力をどのように育んでいくのかを検討している。どのようなプロセスで進めていくかを図式化した形でお示しし、その上で「目指すべきビジョン」以降を見るような順番を辿ると共感を得やすいと考えている。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２０「目指すべきビジョン」におけるキーセンテンス、キーワードについて、協働性やつながりに相当する視点が、少し薄いと感じる。個人が責任を持って行動し何かを実現するだけではなく、誰かと協力し合う中で何かを達成することが学校教育の根幹にあると思うので、そういった点を反映するような記載があると良い。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２４「施策２　確かな学力の育成」のキーワード・キーセンテンスについて、「就学前教育との接続を滑らかにし」という趣旨が読み取れると良い。

（委員意見）

施策推進における１２の方向性として「施策１　幅広い知識・専門的能力の育成」の前に「施策２　確かな学力の育成」があるべきではないか。

（委員意見）

品川は人権尊重都市品川宣言をしていることからも、どこかの項目に人権を尊重する心を育むという趣旨の言葉が入れられると良い。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２５「施策５　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成」について、日本の素晴らしさを確認できるような文言を加えられると良い。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２６「施策８　社会・経済状況によらない教育の実現」のキーワードセ

ンテンスについて、教育負担の軽減だけが謳われており、社会状況によらない教育の実現を具体的にはどのように考えているかが読み取れない。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２７「施策１１　教育ＤＸに向けたＩＣＴ環境の整備」について、ＩＣＴの活用はとても良いが、その日常化というところまでキーワード化できると良い。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２７「施策１２　安心・安全な教育環境の整備」は施策６と重複するように思う。地域だけでない関係施設・機関との連携という点にも触れられると良い。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２７「施策１０　教職員のサポート・指導体制の確保」について、施策項目には教職員、キーワードには教員とあるが、教職員の方が適切ではないか。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２７「施策１０　教職員のサポート・指導体制の確保」について、キーワードとして、教職員が生き生きと子どもたちに向き合う等、「生き生きと」という文言を使用できると良い。

（委員意見）

骨子案Ｐ．２７「施策１２　安心・安全な教育環境の整備」について、施設整備と見守り、多分まもるっちとか、様々なものが入ってくると思うのですが、品川区は地域防災に力を入れているので、防災教育の文言が含まれると良い。

（委員質疑）

骨子案Ｐ．２８、２９「本計画とＳＤＧｓとの関係性」について、１７の目標（ゴール）のうち含まれていない目標もあり疑問に感じた。

（事務局回答）

ＳＤＧｓにおける１７の目標すべてを本計画に紐づけられるかは今後検討していく。

（委員質疑）

骨子案Ｐ．２８、２９「本計画とＳＤＧｓとの関係性」について、１２の方向性の項目に対して設定した各目標を達成するためのＫＰＩ（目標達成のための指標）や、１７の目標に紐づく１６９のターゲットとの関連まで落とし込まれているのか。

（事務局回答）

現時点でＫＰＩや１６９のターゲットまで落とし込んでいる訳ではない。そういった視点を見据えながら見せ方を検討していきたい。

（３）子どもたちへの意見聴取について

計画策定にあたり実施する子どもたちへの意見聴取について、事務局にて計画した実施概要およびテーマ案について説明し、実施概要について概ね了承を得るとともに、テーマ等実施内容については引き続き検討を進めることとした。

＜主な意見＞

（委員質疑）

当日は傍聴可能なのか。

（事務局回答）

傍聴については考えてはいなかったが、子どもたちがどのような意見をもっているのかを知るための機会として考えたい。

（委員質疑）

例えば９年生と５年生が来た場合、同じグループになるのか別々なのか。それぞれ発達段階も異なるので、そこをどう進めるのか確認したい。

（委員長回答）

１グループ６名の学年構成はバラバラとする。上の学年の子は、ある程度下の学年の子を上手く導けるような力のある子が来てくれると良い。

（委員質疑）

人数が概ね１校１名になっているが、希望があった場合に１校から複数名を参加させることはできるのか。

（事務局回答）

調整の範囲で、意欲の高い人がいれば、ぜひ意見をいただきたい。

（委員質疑）

募集は教育委員会事務局にて行うのか。また、引率は必要に応じて保護者、教職員とあるが、引率者は別室待機となるのか。子どもの姿を見たいと思う引率者もいると想定し明記したほうが良い。

（委員長回答）

資料に記載されているよう、学校へ調整をお願いすることとなる。引率者の参観については子どもが萎縮しないよう配慮が必要である点を踏まえ、事務局に検討をお願いしたい。

（委員質疑）

ＣＳ ＤＡＹとはどのような事業か。

（事務局回答）

校区教育協働委員会に子どもたちも入り、学校によって自主的に設定したテーマについて議論することで、子どもたちの成長に結び付けようとする取り組みである。昨年度から始めた年１回の取り組みで、全ての学校で実施しており、小学生も積極的に意見を述べて活躍している。

（委員質疑）

ファシリテーターの策定支援業務委託事業者は当たりがついているのか。

（事務局回答）

本計画策定支援業務受託事業者がファシリテーターを努めることとなっている。これまでもワークショップの経験が多々ありますので、その知見を活用しながらファシリテーターを行う想定で進めている。

４．連絡事項

５．閉会

令和６年８月１日（木）
第3回品川区教育振興基本計画策定委員会
参　考　資　料　２

品川区教育振興基本計画策定委員会における審議スケジュール（案）

令和６年８月１日 現在

日　程	会議概要・審議内容
令和６年 ４ 月	**第１回策定委員会** 日時：４月 26 日（金）　９時 30 分～ 場所：区役所本庁舎議会棟６階　第一委員会室 内容：・委員紹介 ・委員長・副委員長の選出 ・審議の進め方・スケジュールについて ・国・都・区における現況について ・施策体系案の提示
令和６年 ６ 月	**第２回策定委員会** 日時：６月 14 日（金）　９時 30 分～ 場所：区役所第二庁舎５階　251 会議室 内容：・骨子案の提示 ・子どもの意見聴取(ワークショップ)実施案の提示
令和６年 ８ 月	**第３回策定委員会** 日時：８月１日（木）　15 時 00 分～ 場所：区役所第二庁舎８階　教育委員室 内容：・素案の提示 ・子どもの意見聴取(ワークショップ)実施案の提示
令和６年 ９ 月 ～ 令和６年 11 月	◆子どもの意見聴取（ワークショップ） ◆パブリックコメント
令和６年 12 月	**第４回策定委員会** 日時：未定 場所：未定 内容：・パブリックコメント等を踏まえた素案修正案の提示 ・子どもの意見聴取の結果について意見交換 ・パブリックコメントの結果について意見交換
令和７年 ２ 月	**第５回策定委員会** 日時：未定 場所：未定 内容：・委員意見を踏まえた素案修正案を提示 ・素案の決定

品川区教育振興基本計画における
「ＯＥＣＤラーニング・コンパス（学びの羅針盤）２０３０」の活用について

１　「ＯＥＣＤラーニング・コンパス２０３０」

ＯＥＣＤが 2015（平成 27）年から進めている“OECD Future of Education and Skills”プロジェクトの中で 2019（令和元）年に公表した、私たちが望む未来を実現するための学習の枠組み。

ウェルビーイングの実現を最終目標とし、この目標を目指して歩んでいく子どもたちが、周囲の人々や社会をより良いものにするべく学びを進める中で、責任ある有意義な行動をとるためのツールとして示された。

２　「ラーニング・コンパス２０３０」が示す子どもたちの学びの姿

「ラーニング・コンパス２０３０」は下図のとおり図式化されています。子どもたちは「見通し（Anticipation)、行動（Action)、振り返り（Reflection)」から成るＡＡＲサイクルのプロセスによる学びから得た「知識・スキル・態度・価値観（コンピテンシー)」を用いて「変化を起こすために自ら目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力（エージェンシー)」を発揮し、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域の人々に囲まれ、協力し、相互に作用しながらウェルビーイングを目指す姿が描かれています。

図：ＯＥＣＤ ラーニング・コンパス ２０３０
（「Learning Compass 2030 concept note」より引用）

３　品川区教育振興基本計画における「ラーニング・コンパス２０３０」の活用

品川区教育振興基本計画の策定にあたり、「ＯＥＣＤラーニング・コンパス２０３０」を基礎として「品川区版 学びの羅針盤 ２０３０」を作成し活用します。

品川区版 学びの羅針盤 ２０３０（イメージ図）

私たちが希望する品川の未来　「笑顔でつながる共生社会」　を実現する教育

（OECD ラーニングコンパス（学びの羅針盤）2030 をベースに品川版 2030 を作成）

子どもたちが、VUCA な世界で自分らしく満足のいく人生を過ごしていくためには、ウェルビーイングの実現に向けて自身が進む航路を自ら選択できるように学ぶことが必要です。

品川区教育委員会は、これまでに取り組んできた「品川教育」の成果と課題を整理し、一層強化することで、品川の子どもたちの知識やスキル、態度及び価値観を効果的に育成するために、品川区版 学びの羅針盤 2030 を活用します。

子どもたちが目的意識を働かせ、自分自身の責任を果たしながら、周囲の人々や社会をより良くするために学んでいくことができるよう支援してまいります。

私たちが望む品川の未来（ビジョン）

「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」

～みんなのウェルビーイングを目指して～

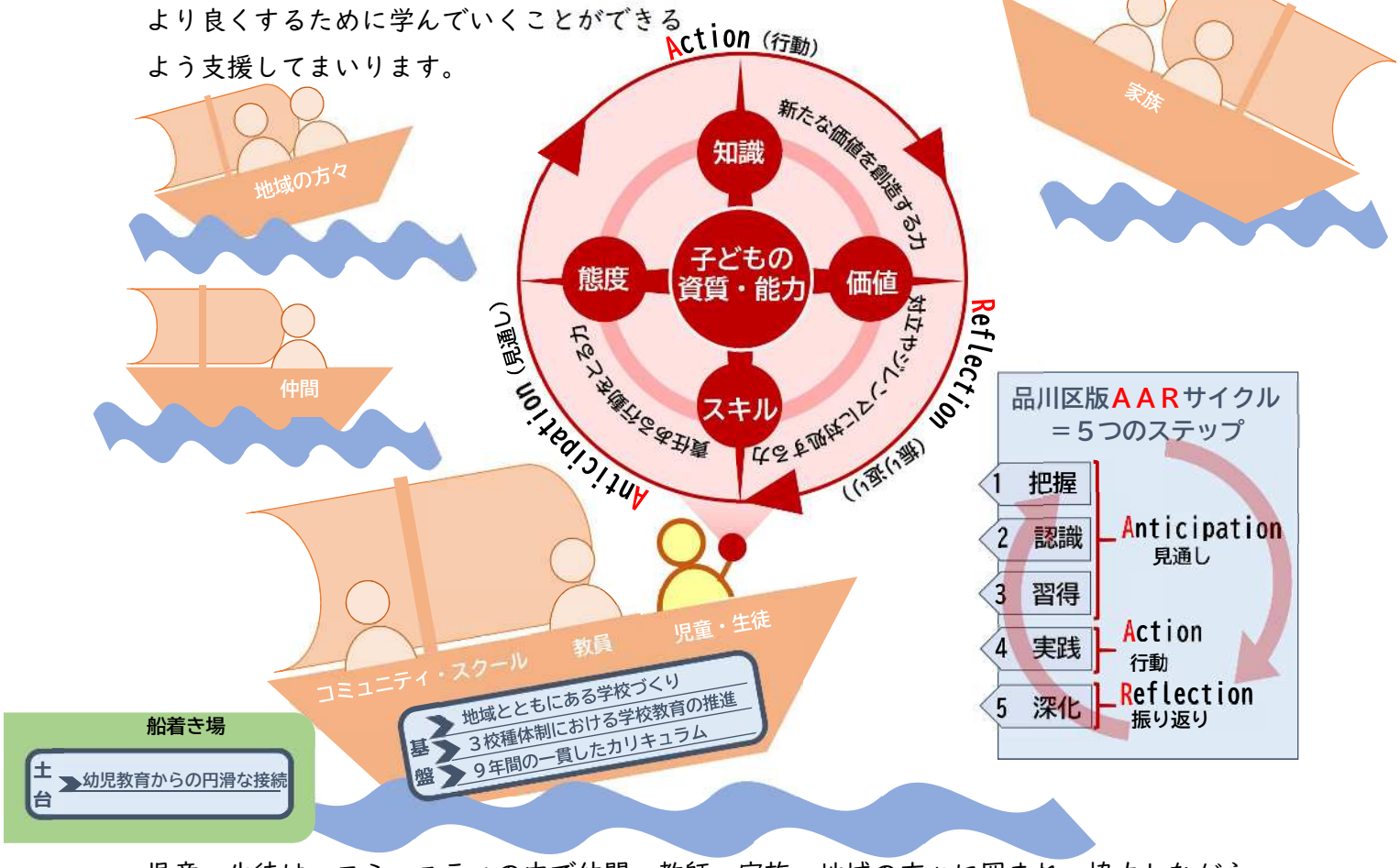

児童・生徒は、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域の方々に囲まれ、協力しながらみんなのウェルビーイングを目指します。

※ＡＡＲサイクル
見通し（Anticipation）、行動（Action）、振り返り（Refrection）から成る一連の学習プロセス

品川区教育振興基本計画における施策体系の修正について

令和６年８月１日（木）
第3回品川区教育振興基本計画策定委員会
資　　料　　2

修正前

施策体系（令和６年６月14日 第２回策定委員会）

＜目指すべきビジョン＞

個人・社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成

基本的な方針	施策推進における12の方向性
基本的な方針１ １人ひとりの資質・能力を育成する教育	1　幅広い知識・専門的能力の育成
	2　確かな学力の育成
	3　豊かな心・健やかな身体の育成
	4　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
	5　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成
	6　学校・家庭・地域の連携・協働による教育
基本的な方針２ 誰１人取り残さない きめ細やかな教育	7　ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育
	8　社会・経済状況によらない教育の実現
	9　充実した生涯学習・社会教育の機会の確保
基本的な方針３ 学びを支える教育体制の確保	10　教職員のサポート・指導体制の確保
	11　教育DXに向けたICT環境の整備
	12　安心・安全な教育環境の整備

円滑な施策推進のための基盤整備

地域とともにある学校づくり	３校種体制における学校教育の推進	９年間の一貫したカリキュラム

修正後

施策体系（令和６年８月１日 第３回策定委員会）

＜ビジョン ～私たちが望む品川の未来～＞

「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」
～みんなのウェルビーイングを目指して～

＜品川区が目指す教育＞

個人と社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成

※12 の方針は、相互に作用しながら子どもたちの学びを実現します。

基本的な柱	施策推進における12の方針
基本的な柱１ １人ひとりの資質・能力を育成する教育	1　幅広い知識・専門的能力の育成
	2　確かな学力の育成
	3　豊かな心・健やかな身体の育成
	4　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
	5　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成
	6　学校・家庭・地域の連携・協働による教育
基本的な柱２ 誰１人取り残さない きめ細やかな教育	7　ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育
	8　社会・経済状況によらない教育の実現
	9　充実した生涯学習・社会教育の機会の確保
基本的な柱３ 学びを支える教育体制の確保	10　教職員のサポート・指導体制の確保
	11　教育DXに向けたICT環境の整備
	12　安心・安全な教育環境の整備

円滑な施策推進のための基盤

地域とともにある学校づくり	３校種体制における学校教育の推進	９年間の一貫したカリキュラム

令和６年８月１日（木）
第３回品川区教育振興基本計画策定委員会
資　　料　　３

品川区教育振興基本計画

（素案）

2025（令和７）年３月

品川区教育委員会

音声コード

本計画書には、音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。

音声コード

（表紙裏　白紙）

★作成 Memo

西暦・元号表記について

- 年（度）は、西暦（元号）で表記（品川区教育大綱に準拠）。ただし、レイアウトによっては西暦のみとする。※PDCA シートや区の他の計画は元号のみが多い。記載内容が固まる第 3 回策定委員会（８月）の資料段階で精査。

フォント、体裁について

- 文字フォント（原則）は、表題：メイリオまたは BIZ UD ゴシック、本文：UD デジタル教科書体 N-R　11pt、注釈・図表：HGS ｺﾞｼｯｸ M　9pt。
- 数値は、文章：１桁は全角、２桁は半角、表及びグラフ：全て半角。
- 会議資料（word）の体裁（フォント、ページレイアウト、イラスト等）は仮のものであり、計画内容の決定後に編集デザイン（カラー）を行う。

用語、表記について

- 用語説明の掲載方法は、初出ページに掲載（品川区教育大綱に準拠）
- 表記統一（漢字、平仮名、使い分けルール）は今後確認。第 3 回策定委員会（８月）、第 5 回策定委員会（１月）の資料段階で行う。

音声コード

音声コード

目次

第１章　総論 1
１　計画策定の趣旨 2
２　計画の目的 2
３　計画の位置づけ 4
４　区の教育大綱、教育目標・基本方針の概要 5
５　計画の期間 8
６　計画策定の体制 9
第２章　教育を取り巻く動向の変化 11
１　国の動向 12
２　東京都の動向 15
３　品川区における教育の取り組み 16
４　新たな計画における円滑な施策推進のための基盤 22
第３章　品川区が目指すこれからの教育の姿 23
１　品川区版 学びの羅針盤 2030 24
２　ビジョン ～私たちが望む品川の未来～ 25
３　施策体系 26
４　ビジョンを実現するための基本的な柱 27
５　施策推進における 12 の方針 28
６　本計画とＳＤＧｓ 32
第４章　計画の推進 35
１　進行管理 36
２　主な取り組み事例 37
資料 43

;

音声コード

音声コード

（中扉を奇数ページにするため、白紙ページを適宜挿入している）

音声コード

音声コード

第１章　総論

音声コード

音声コード

1　計画策定の趣旨

今日の社会はめまぐるしく変化しています。将来の予測が困難なVUCA[1]の時代において、少子化、人口減少、高齢化、地球規模課題、低い労働生産性、国際競争力の低下、国や社会に対する意識の低下など、私たちの目の前には様々な課題が存在しています。政府は、こうした時代認識のもと、2040年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本方針に掲げた「第４期教育振興計画」を2023（令和５）年度に策定しました。

東京都教育委員会は、国の計画を受けて、「東京都教育ビジョン（第５次）」を同年度に策定し、未来を切り拓く「人」の育成、共生社会の実現、誰一人取り残さない社会の実現に資する教育政策を打ち出しました。

品川区教育委員会（以下「区教育委員会」という。）はこれまで、「品川区教育大綱」の基本理念である「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」の実現に向けて、質の高い教育環境の整備を進めるとともに、家庭・学校・地域が共に支え合い、成長していく社会づくりを進めてきました。学校教育においては独自の改革に取り組んできましたが、この学校教育改革に終わりはなく、社会の動きに常に目を向けながら、子どもたちが未来を切り拓く力を身につけることのできる教育環境に向けて継続的に改善していく必要があります。

国と東京都が新たに示した教育政策の方向性を参酌しつつ、品川区（以下「区」という。）を取り巻く社会情勢の変化、学校教育をめぐる現状と課題、これまでの成果を踏まえた上で、みんなのウェルビーイングが実現した「笑顔でつながる共生社会」を目指し、「品川区教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定するものです。

2　計画の目的

本計画は、区教育委員会が所管する就学前教育、学校教育、家庭教育支援、文化財、図書館に関する施策を推進するための目指すべきビジョンと、その実現に向けた方針及び計画期間における施策を明らかにするものです。

所管	内容	就学前	小学生	中学生
就学前教育	区立幼稚園における教育			
学校教育	区立学校における教育			
家庭教育支援	家庭の子ども教育への支援			
文化財	区内の文化財の保護・活用に関する事業			
図書館	区立図書館の運営に関する事業			

[1] Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった、将来予測が困難な状態を指す造語。

音声コード

音声コード

ウェルビーイングとは　（国の「第４期教育振興基本計画」より抜粋）

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。
- 個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。

ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

国の「第４期教育振興基本計画」は文部科学省ホームページで公表しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

二次元コード

▼教育とウェルビーイング（文部科学省「第４期教育振興基本計画（リーフレット）」）

音声コード

音声コード

3　計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第２項の規定に基づいて策定しており、区における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育基本法（抜粋）
（教育振興基本計画）
第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本計画の策定・推進にあたっては、国及び東京都の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、区で定める「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」、「品川区教育大綱」及び関連分野の個別計画等との調和と連携を図るものです。

▼教育振興基本計画　位置づけ

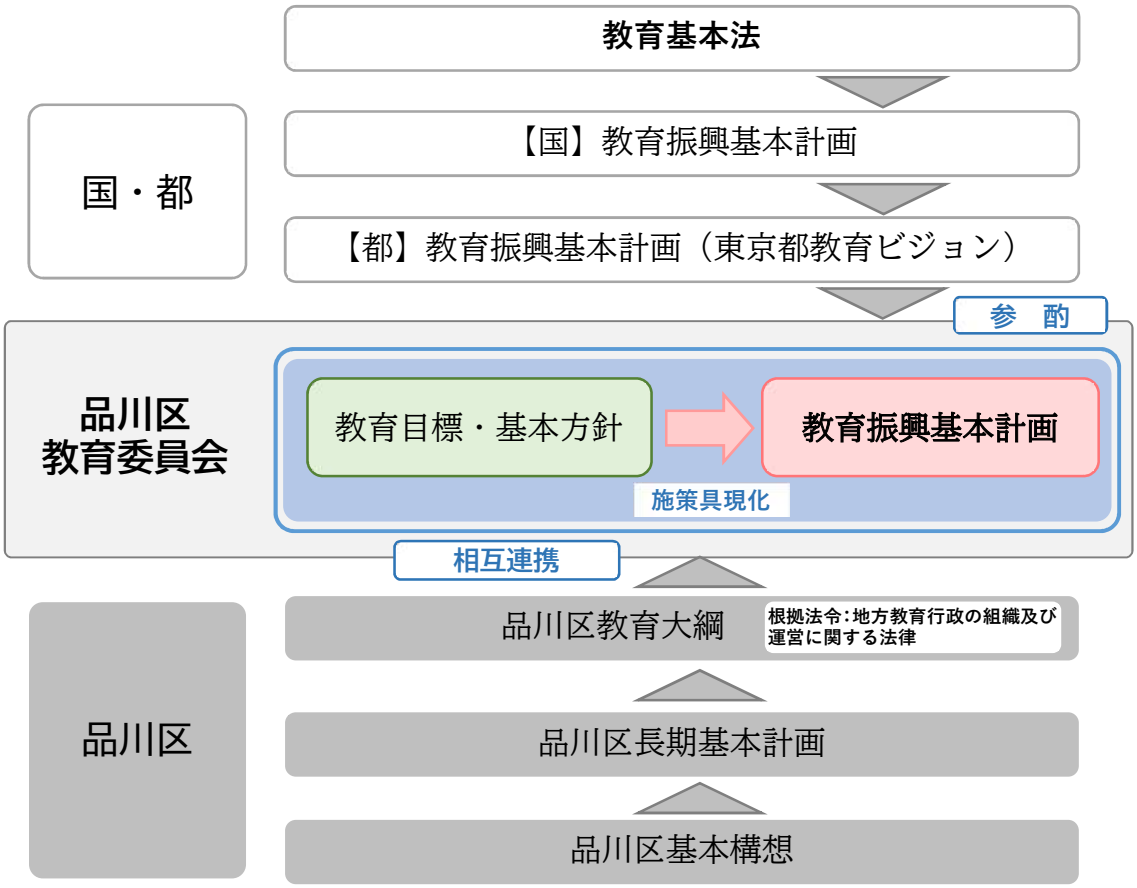

音声コード

音声コード

４　区の教育大綱、教育目標・基本方針の概要

（１）品川区教育大綱

「品川区教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、地方公共団体の長が、地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

区は、同法が2015（平成27）年４月に施行されたことを受け、2016（平成28）年４月に総合教育会議を設置し、2016（平成28）年４月に「品川区教育大綱」を策定しました。その後、2020（令和２）年４月に区の最上位の行政計画である「品川区長期基本計画」が策定（改訂）されたことを受け、同計画と整合を図るとともに、近年の社会経済状況等の変化を踏まえた内容とするため、2021（令和３）年２月に改訂しました。

教育大綱（区の教育の目標や施策の根本的な方針）　2021（令和３）年２月改訂

基本理念「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」

方針１　就学前教育の充実
方針２　学校教育の充実
方針３　青少年教育の充実
方針４　生涯学習・スポーツの充実
方針５　文化・芸術の振興

（２）品川区教育委員会の教育目標および基本方針

区教育委員会は、品川区立学校の目指すべき姿の指針を示す「品川区教育委員会教育目標および基本方針」を定めています。これは「品川区教育大綱」の基本理念との調和を図り、「品川区長期基本計画」に定める区の目指す姿を学校教育の場でどのように実現するかという具体的目標としての役割も有しています。

その後、2020（令和２）年４月の「品川区長期基本計画」の策定（改訂）、国の「第４期教育振興基本計画」の考え方や区の児童・生徒を取り巻く状況の変化等を踏まえ、2024（令和６）年４月に改訂しました。

教育目標（品川区立学校の目指すべき姿の指針）　令和５年 11 月 14 日教育委員会決定

＜目的＞　品川区教育委員会は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

＜目標＞
- ○　豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進
- ○　確かな学力の育成
- ○　グローバル社会における人材の育成
- ○　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- ○　生涯学び、活躍できる環境の整備

音声コード　音声コード

基本方針（品川区長期基本計画および教育目標を踏まえた、教育施策の実施方針）

令和６年４月１日から適用

１　豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進

日本国憲法および教育基本法の精神とともに、人権尊重都市品川宣言の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

（１）人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、性自認などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。

（２）子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、工夫した教育活動を展開する。

（３）いじめ根絶宣言の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権感覚の向上に努める。

（４）体罰根絶宣言の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。

（５）全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

２　確かな学力の育成

子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の習得および思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等を育むとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図る。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

（１）各学校は、義務教育９年間を見通した教育目標を定め、９年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。

（２）多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎的・基本的な知識および技能の定着、向上を図るとともに、問題解決的な学びを重視し、次代を担う人材が身に付けるべき資質と能力の伸長を図る教育を推進する。

（３）市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質と能力および意欲を育てる教育活動の充実を図る。

（４）Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、タブレットなどのＩＣＴ環境を活用し、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの醸成とネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。

（５）教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、９年間を見通した特別支援教育を推進する。

（６）保育園、幼稚園、小学校・義務教育学校（前期課程）の連携・交流を行い就学前の教育と義務教育との滑らかな接続を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

音声コード

音声コード

３　グローバル社会における人材の育成

子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。

（１）子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。

（２）子どもたちが自分の体力や運動能力を客観的に把握し、体を動かす喜びや楽しさを体得できるよう、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に努める。

（３）実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校（前期課程）からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く９年間の英語教育を推進する。

（４）品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学研修派遣などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

４　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、学校・家庭・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。

（１）教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

（２）品川コミュニティ・スクールとして、保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。

（３）「まもるっち」「83 運動」「子ども 110 番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。

（４）ＩＣＴ化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する。

５　生涯学び、活躍できる環境の整備

子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解、継承、発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

（１）子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。

（２）図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応などにより、地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。

（３）「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ」ことを目指し、家庭・地域・学校・図書館における連携を通して、乳幼児期から大学生世代までの読書と情報環境を活かした学びを支援する。

（４）学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、区立図書館は環境整備に努め、各学校の主体的な学校図書館の運営を支援する。

音声コード

音声コード

5　計画の期間

本計画の期間は、2025（令和７）年度から 2029（令和 11）年度までの５年間です。

なお、法律や制度の改正等により、教育行政を取り巻く状況に大きな変化があり、計画内容を変更する必要が発生した場合は、計画の見直しを検討します。

▼関連する主な計画の期間（年度）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>2023
年度
令和
5 年度</td><td>2024
年度
令和
6 年度</td><td>2025
年度
令和
7 年度</td><td>2026
年度
令和
8 年度</td><td>2027
年度
令和
9 年度</td><td>2028
年度
令和
10 年度</td><td>2029
年度
令和
11 年度</td></tr>
<tr><td>品川区教育振興基本計画</td><td>5 年毎に策定</td><td></td><td></td><td colspan="5">2025（令和 7）年度～
2029（令和 11）年度</td></tr>
<tr><td>品川区基本構想</td><td>＊＊毎に策定</td><td colspan="7">2008（平成 20）年度～</td></tr>
<tr><td>品川区長期基本計画</td><td>10 年毎に策定</td><td colspan="7">2020（令和 2）年度～2029（令和 11）年度</td></tr>
<tr><td>品川区教育大綱</td><td>適宜、改訂</td><td colspan="7">2020（令和 2）年度～</td></tr>
<tr><td>品川区教育委員会
教育目標・教育方針</td><td>適宜、改訂</td><td colspan="7">2023（令和 5）年度～</td></tr>
<tr><td>子ども読書活動推進計画</td><td>5 年毎に策定</td><td></td><td></td><td colspan="5">2025（令和 7）年度～
2029（令和 11）年度</td></tr>
</table>

音声コード

音声コード

6　計画策定の体制

本計画策定にあたっては品川区教育振興基本計画策定委員会を設置し、区の学校教育に関するこれまでの取組、成果、課題等とともに、子どもたちの意見を聞くワークショップ、区民から広く意見を聞く区民意見公募手続（パブリックコメント）をとおして多くの意見を参考にしながら、計画内容を協議しました。

◇品川区教育委員会

品川区教育振興基本計画策定委員会の提案に基づき、総合教育会議の意見を踏まえて、本計画を決定しました。

◇品川区教育振興基本計画策定委員会

学識経験者、地域代表、ＰＴＡ代表、幼稚園・保育園・小中学校・義務教育学校関係者等で構成する委員会を設置し、品川区教育委員会の依頼に基づき、多角的な視点から計画全般にわたる検討と計画案の取りまとめを行いました。

◇子どもの意見聴取（ワークショップ）

（実施後に掲載）

◇区民意見公募手続（パブリックコメント）

（実施後に掲載）

▼計画策定体制

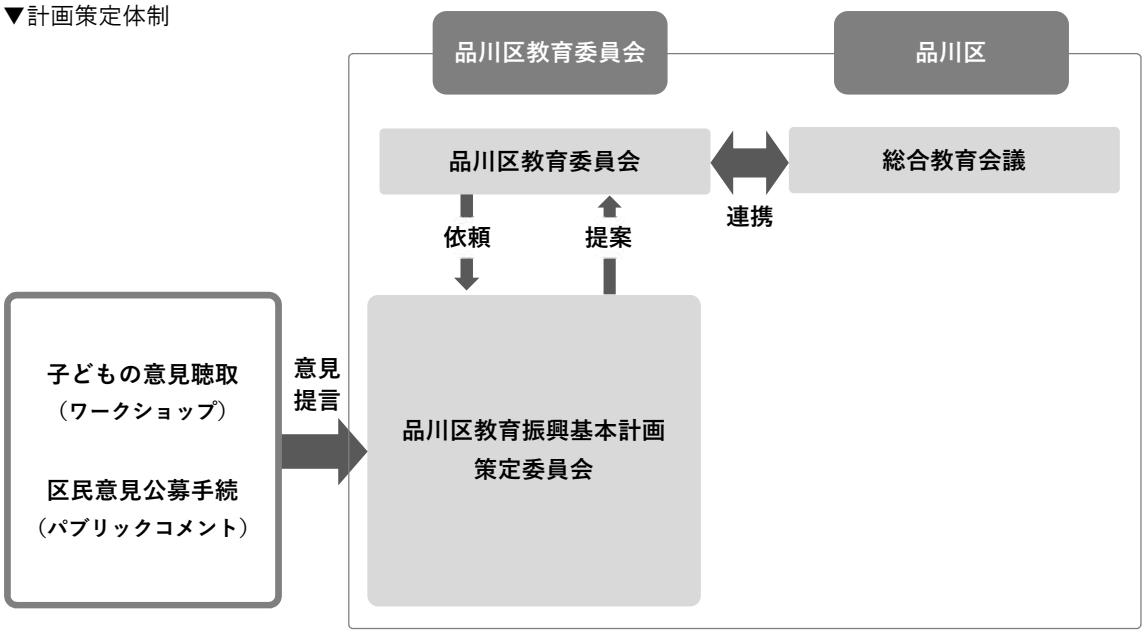

音声コード

音声コード

（白紙ページ）

音声コード

音声コード

第２章　教育を取り巻く動向の変化

音声コード

音声コード

1　国の動向

◇こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が 2022（令和 4）年 6 月に成立し、2023（令和 5）年 4 月に施行されました。

国・地方公共団体は、この法律に基づき、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することが求められています。

◇学習指導要領

学習指導要領は、2017（平成 29）年３月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、2018（平成 30）年３月に高等学校学習指導要領が改訂され、2022（令和４）年にかけて段階的に実施されました。この改訂は、ＡＩ（人工知能）の進化・普及を念頭におきつつ、「生きる力」をより具体化し、子どもの確かな学びの実現を目指しています。

◇学級編制の標準

小学校等の学級編制の標準は、1980（昭和55）年以来、１学級の児童・生徒数40人（小学校１年生は35人）とされてきました。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（2021（令和３）年４月１日施行）により、この標準を約40年ぶりに引き下げることになりました。

小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準は、2021（令和３）年度から５年間かけて段階的に35人に引き下げ、2023（令和５）年度は１年生から４年生までに適用されました。2025（令和７）年度に小学校等の全ての学年で35人学級となります。

◇第４期教育振興基本計画

2006（平成 18）年に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、国に教育政策全体の方向性や目標、施策等を定める「教育振興基本計画」の策定が義務づけられました（同法第 17 条）。同法に基づき、政府は 2008（平成 20）年度に「第１期教育振興基本計画」を策定以降、５年毎に計画を改定し、2023（令和５）年６月に「第４期教育振興基本計画」（計画期間：2023（令和５）～2027（令和９）年度）を策定しました。

第４期計画では、2019（令和元）年に OECD が公表した「OECD Learning Compass（学びの羅針盤）2030（※P.14 参照）」を参考とし、将来の予測が困難なＶＵＣＡの時代（ブーカとは、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性を表す英語の頭文字をとった造語）、少子化、人口減少、高齢化等、社会の現状や変化を背景に、今後の教育政策の方向性を示す羅針盤として、２つ

のコンセプト（総括的な基本方針）を示しました。

１つ目のコンセプトである「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」では、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワーク等を備えた人材の育成を目指しています。

２つ目のコンセプトである「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」では、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上することを目指しています。

この２つのコンセプト（総括的な基本方針）のもと、５つの基本的な方針と 16 の目標を掲げました。

▼第４期教育振興基本計画（要旨）

総括的な基本方針・コンセプト	
1	2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
2	日本社会に根差したウェルビーイングの向上
５つの基本的な方針	
1	グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学びを続ける人材の育成
2	誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3	地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4	教育デジタルトランスフォーメーション（DX)の推進
5	計画の実効性確保のための基盤整備・対話
今後５年間の教育政策の目標	
1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
2	豊かな心の育成
3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
4	グローバル社会における人材育成
5	イノベーションを担う人材育成
6	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
7	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
8	生涯学び、活躍できる環境整備
9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
11	教育 DX の推進・デジタル人材の育成
12	指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化
13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働
15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

音声コード

音声コード

＜参考＞

◇ＯＥＣＤラーニング・コンパス（学びの羅針盤）２０３０

ＯＥＣＤは 2015（平成 27）年より“OECD Future of Education and Skills”プロジェクトを進め、2019（令和元）年に研究の成果として、私たちが望む未来を実現するための学習の枠組みを「ＯＥＣＤラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030」にまとめ公表しました。

「学びの羅針盤」はウェルビーイングの実現を最終目標とし、この目標を目指して歩んでいく子どもたちが、周囲の人々や社会をより良いものにするべく学びを進める中で、責任ある有意義な行動をとるためのツールとして示されました。

「学びの羅針盤」は下図のとおり図式化されています。子どもたちは「見通し（Anticipation）、行動（Action）、振り返り（Reflection）」から成るＡＡＲサイクルのプロセスによる学びから得た「知識・スキル・態度・価値観（コンピテンシー）」を用いて「変化を起こすために自ら目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力（エージェンシー）」を発揮し、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域の人々に囲まれ、協力し、相互に作用しながらウェルビーイングを目指す姿が描かれています。

図　ＯＥＣＤ ラーニング・コンパス ２０３０

（「Learning Compass 2030 concept note」より引用）

音声コード

音声コード

2　東京都の動向

◇東京都教育施策大綱

東京都は、2015（平成27）年４月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、同年11月に「東京都教育施策大綱」を策定しました。その後、2017（平成29）年１月、2021（令和３年）７月に策定し、東京都の教育の基本的な方向性を示してきました。

◇東京都教育ビジョン

東京都教育委員会は、教育基本法第17条第２項の規定に基づき、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示す教育振興基本計画として、「東京都教育ビジョン」を策定しています。

このビジョンは、「東京都教育施策大綱」と基本的な方針を共有し、より実行力のある施策を展開していくものであり、都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」となるものです。2024（令和６）年３月に策定した「東京都教育ビジョン（第５次）」（計画期間：2024（令和６）～2028（令和10）年度）は、３本の「柱」、12の「基本的な方針」、30の「今後５か年の施策展開の方向性」に基づく施策を明らかにしています。

▼東京都教育ビジョン（第５次）（３本の「柱」、12 の「基本的な方針」）

柱１自ら未来を切り拓く力の育成	
1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
2	Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育
3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
4	主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育
5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
柱２誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実	
7	教育のインクルージョンの推進
8	子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
9	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進
柱３子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化	
10	これからの教育を担う優れた教員の確保・育成
11	学校における働き方改革等の推進
12	質の高い教育を支える環境の整備

音声コード

音声コード

3　品川区における教育の取り組み

◇就学前教育

就学前教育は、「保幼小ジョイント期カリキュラム」（※2）からスタートし、保幼小の円滑な接続に向け、指導内容・方法の関連性・系統性を意識した質の高い保育・教育活動を進めています。

幼児期において育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を中心に、遊びを通じた総合的な指導により、一人一人の発達特性に応じて幼児期の終わりまでに育ってほしい姿への成長を促し、学校生活への円滑な移行を図っています。

◇学校教育

学校教育は、1999（平成 11）年に教育改革「プラン 21」を策定し、翌年の 2000（平成 12）年に小学校の学校選択制、2001（平成 13）年には中学校の学校選択制を導入し、学校改革と教員の意識改革に取り組みました。

2002（平成 14）年度から外部評価制度を導入し、学校自身による自己評価と学校関係者による外部評価を組み合わせた学校の教育活動の具体的・客観的な評価を図りました。2003（平成 15）年度からは、全国に先駆けて、全区立学校の６年生を対象に、学力定着度調査を行い、外部評価と併せて、児童・生徒への指導力に対する学校の結果責任・説明責任を果たしています。

2005（平成 17）年の８月には、区内小・中学校の教員 150 人余の参画による足かけ３年の検討作業を経て「品川区小中一貫教育要領」を刊行し、翌年の 2006（平成 18）年度からは、市民科（※3）の新設や１年生からの英語教育など、全区立学校が新教育要領に基づく新しい教育をスタートさせました。また、この年には、全国初の施設一体型小中一貫校「日野学園」が開校し、順に 2007（平成 19）年に伊藤学園、2008（平成 20）年に八潮学園、2010（平成 22）年に荏原平塚学園、2011（平成 23）年に品川学園、2013（平成 25）年に豊葉の杜学園が開校しました。

2016（平成 28）年４月から、従来の施設一体型小中一貫校から改める形で、新たな学校種別である義務教育学校（※4）６校を設置し、小学校、中学校、義務教育学校の三校種体

---

[2] 保幼小ジョイント期カリキュラム：「保育園・幼稚園５歳児の 10 月から１年生の１学期」をジョイント期とし、幼児期の教育と学校教育を滑らかに接続するために「ジョイント期」において育てたい力を「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」の３観点・10 項目からまとめている。

[3] 市民科学習：特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間を統合・再構築した品川区の独自教科。義務教育９年間を通した系統的な指導で、市民（社会の形成者）としての資質と能力を育てている。

[4] 義務教育学校：学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、2015（平成 27）年の学校教育法の一部改正に伴い、新たな学校の種類として規定された、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校（前期６年

制から成る９年間の一貫したカリキュラム等をとおして、次代を生き抜く児童・生徒の確かな学力と豊かな人間性の育成を目指して新たな教育改革「品川教育ルネサンス －For The Next Generation-」に取り組んでいます。

また、品川区では、2016（平成 28）年度から「品川コミュニティ・スクール」（※5）を順次拡大し、2018（平成 30）年度からは全校でコミュニティ・スクールの取り組みを進めています。学校と地域との密接な連携・協働による学校運営を通じて自主性・自律性が高く、持続可能な学校の教育体制の構築を図っています。

2020（令和２）年度からは、就学人口の増加に対応する新しい学事制度（小学校等の通学区域の見直し、小学校等の学校選択制度（※6）の見直し）を運用しています。また、急速に進展する情報社会に対応するため、全ての学校でＩＣＴ環境の整備を進めるとともに、安全で安心な教育環境の確保のため、計画的な改築や改修工事を行っています。

◇家庭教育支援

家庭教育支援は、ＰＴＡをはじめとした学校支援団体の活動支援を通じてその推進を図っており、ＰＴＡ等が家庭教育力向上を目的として実施する「家庭教育学級」、「子ども地域活動促進事業」および「地域健全育成運営協議会」や、子どもの遊び場づくりとしてＰＴＡ等が行う「校庭開放」や「少年少女スポーツ普及事業」について費用面での支援を行っています。

また、区教育委員会としても年２回の家庭教育講演会の開催、保護者向けの家庭教育ブックの作成・配布などを通じて主体的に家庭教育支援を図っており、ＰＴＡと連携しながら家庭教育力の向上に取り組んでいます。

◇文化財

文化財の保護・活用については、2023（令和５）年３月に東海道品川宿石積護岸を新規指定し、区指定文化財は 143 件（2024（令和６）年４月現在）と、都内自治体のなかでも有数の文化財を抱えています。それらの文化財に親しむ機会として、「文化財めぐり」などの参加型事業を行っています。

また、近年の建替・開発需要の高まりに伴い、御殿山遺跡や居木橋遺跡を中心に、埋蔵文化財発掘調査等を年間数件実施しており、区内の包蔵地（周知の遺跡）は 32 か所（2024（令和６）年４月現在）を数えます。

の前期課程、後期３年の後期課程に区分）。

[5] 品川コミュニティ・スクール：学校と地域が連携・協働して、子どもたちを育てていくしくみ。学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいる。

[6] 学校選択制：品川区立学校では、通学区域の児童・生徒を受け入れた後に、受入可能児童・生徒数に余裕がある場合に、通学区域外の児童・生徒を受け入れている。小学校・義務教育学校（前期課程）は通学区域が隣接する学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）は区内全域の学校から選択し希望申請することが可能である。

◇図書館

区立図書館では、区民の教養・調査研究・レクリエーション等に資する必要な資料を収集・整理・保存して、貸出・閲覧等を行うほか、おはなし会・講演会・映画会等のイベントの実施、図書館利用に障害のある方へのサービス、ボランティア活動をする方への研修、認知症カフェの開催等、幅広いサービスを展開しています。

2005（平成17）年には「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は、ティーンズに向けての取り組み、読書活動に特別なサポートを必要とする子どもたちへの施策などに重点を置き、あらゆる子どもが、本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つことを目指しています。

また、2021（令和3）年に電子図書館および音楽データベースを導入し、2023（令和5）年にはデジタル化した地域資料を「しながわデジタルアーカイブ」としてインターネットで公開するなど、資料の電子化に取り組んでいます。

このほか、区立図書館は、公共図書館所蔵資料の学校図書館への貸出・配送や、各学校への学校図書館運営支援要員の配置を行い、学校図書館の充実を図っています。

音声コード

音声コード

▼近年の品川区の学校教育に関する主な取組

年度	主な取組
1998（平成10）	● 学校公開をすべての小中学校で実施
1999（平成11）	● 「品川の教育改革 プラン 21」策定
2000（平成12）	● 小学校の学校選択制導入
2001（平成13）	● 中学校の学校選択制導入
2002（平成14）	● 外部評価を取り入れた学校評価
2003（平成15）	● 品川区が『小中一貫特区』に認定される ● 学力定着度調査実施(６年) ● スチューデント・シティを開始
2004（平成16）	● 小中一貫教育カリキュラム作成部会
2005（平成17）	● 「品川区小中一貫教育要領」完成、刊行 ● ファイナンス・パークを開始 ● 品川区近隣セキュリティシステム「まもるっち」全小学校導入
2006（平成18）	● 小中一貫教育要領に基づく新しい教育が全校でスタート ● 市民科の実施 ● 小中一貫校日野学園　開校式、入学式 ● 学力定着度調査実施(４年・７年) ● １年生からの英語授業を開始 ● すまいるスクールを全校設置
2007（平成19）	● 小中一貫校伊藤学園開校式、入学式
2008（平成20）	● 小中一貫校八潮学園開校式、入学式
2009（平成21）	● 品川区の固有教員制度の開始
2010（平成22）	● 「品川区小中一貫教育要領」改定 ● 小中一貫校荏原平塚学園開校式、入学式
2011（平成23）	● 小中一貫校品川学園開校式、入学式
2013（平成25）	● 小中一貫校豊葉の杜学園開校式、入学式 ● いじめ対策の具体化～目安箱、アイシグナル、アンケート、小中一貫の日(現在の品川教育の日)など
2014（平成26）	● 英語４技能テスト（GTEC）実施～9 年対象
2015（平成27）	● 台場小学校で言語障害通級指導学級を開級 ● 浅間台小学校、上神明小学校で知的障害特別支援学級を開級 ● しながわアクティブライフプロジェクト（品川スポーツトライアル、テクニカルアドバイザー、ワンミニッツエクササイズなど）
2016（平成28）	● 「品川教育ルネサンスーFor The Next Generation」策定 ● 新たな学校種別である義務教育学校を設置し三校種体制を構築。 ● 品川区学事制度審議会を設置し、将来的な就学人口増加に備える学事制度のあり方を検討。 ● 中学校におけるイングリッシュキャンプ実施 ● 全小学校・前期課程で特別支援教室を導入

音声コード

音声コード

	● マイスクール五反田を教育総合支援センターに開設
2017（平成29）	● 学力定着度調査実施(２～９年) ● 外国語指導助手（ＡＬＴ）および英語専科指導員（ＪＴＥ）によるティームティーチングの全小学校・義務教育学校（前期課程）実施 ● テクニカルアドバイザー（ＴＡ）全面実施 ● オリンピック・パラリンピック学習教材「よういい、ドン！しながわ」を区独自に作成・配布。 ● しながわ働き方改革ルネサンスの実施
2018（平成30）	● 品川コミュニティ・スクールを区立学校全 46 校に拡大。 ● 義務教育９年間を通してより充実した学びを得られるよう各教科の系統性を明確に示した「品川区立学校教育要領」を作成。 ● 全中学校・後期課程で特別支援教室を導入 ● 豊葉の杜学園（後期課程）で難聴通級指導学級を開級 ● 浜川中学校で自閉症・情緒障害特別支援学級を開級 ● マイスクール浜川を浜川中学校に開設
2019（令和元）	● 品川区グローバル人材育成塾全校実施 ● 品川オンラインレッスン全中学校・義務教育学校（後期課程）８年生実施
2020（令和２）	● 新しい学事制度の運用開始（小学校等の通学区域の見直し、小学校等の学校選択制度の見直し） ● 「品川区立学校教育要領」小学校・前期課程で全面実施
2021（令和３）	● 「品川区立学校教育要領」中学校・後期課程で全面実施 ● これまでの英語・市民科・オリンピック・パラリンピック教育の成果の発表として、「SHINAGAWA GLOBAL DAY」を開催。 ● 日野学園（前期課程）、荏原平塚学園（前期課程）で知的障害特別支援学級を開級
2022（令和４）	● ８年生で実施していた品川オンラインレッスンを９年生に拡大 ● ｉＰａｄにおける１年半の活用の成果を広く伝えるとともに、今後のＩＣＴの有効的な活用と児童・生徒の育成について皆で考える機会とする「SHINAGAWA ICT SYMPOSIUM」を開催。 ● 区立学校に通う児童・生徒を対象とした給食の無償化を開始。 ● 大崎中学校で自閉症・情緒障害特別支援学級を開級
2023（令和５）	● 品川区学事制度審議会を設置し、国の小学校 35 人学級の制度化や将来的な就学人口増加に備え、安定的に児童・生徒を受け入れる態勢を確保するための方策を検討（同年度答申）。 ● 小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川を開催。
2024（令和６）（予定含む）	● 2023（令和５）年度からの地域部活動に加え、中学校および義務教育学校で学校部活動業務委託を開始。 ● 小学校（宮前小）における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置開始。 ● ８・９年生で実施していた品川オンラインレッスンを７年生まで拡大。 ● 区立学校に通う児童・生徒を対象とした学用品の無償化を開始。 ● 宮前小学校で自閉症・情緒障害特別支援学級を開級 ● 豊葉の杜学園（前期課程）で難聴通級指導学級を開設 ● マイスクール西大井、元大井第三地域センターに開設

▼区立幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校（単位：園、施設）

区分	施設数	幼稚園名、学校名		
区立幼稚園 （うち、幼保一体施設）	9 園 （6 施設）	城南幼稚園 平塚幼稚園 浜川幼稚園	御殿山幼稚園 伊藤幼稚園 第一日野幼稚園	台場幼稚園 二葉幼稚園 八潮わかば幼稚園
区立小学校	31 校	城南小学校 浅間台小学校 三木小学校 御殿山小学校 城南第二小学校 第一日野小学校 芳水小学校 第三日野小学校 第四日野小学校 大井第一小学校 鮫浜小学校	山中小学校 立会小学校 浜川小学校 伊藤小学校 鈴ケ森小学校 台場小学校 京陽小学校 延山小学校 中延小学校 小山小学校 大原小学校	宮前小学校 源氏前小学校 第二延山小学校 後地小学校 戸越小学校 旗台小学校 上神明小学校 清水台小学校 小山台小学校
区立中学校	9 校	東海中学校 大崎中学校 浜川中学校	鈴ケ森中学校 冨士見台中学校 荏原第一中学校	荏原第五中学校 荏原第六中学校 戸越台中学校
義務教育学校	6 校	日野学園 伊藤学園	八潮学園 荏原平塚学園	品川学園 豊葉の杜学園

資料：区ホームページ（2024（令和６）年４月１日現在）

▼マイスクール

区分	施設数	名称			
マイスクール	4 か所	五反田	浜川	八潮	西大井

▼特別支援教育実施状況

区分	施設数	名称		
特別支援教室	46 校	※すべての区立学校		
特別支援学級（知的障害）	12 校	第一日野小学校 浜川小学校 中延小学校 浅間台小学校	上神明小学校 日野学園 伊藤学園 八潮学園	荏原平塚学園 品川学園 豊葉の杜学園 荏原第五中学校
特別支援学級（病弱）	1 校	清水台小学校		
特別支援学級（言語障害）	2 校	戸越小学校	台場小学校	
特別支援学級（難聴）	2 校	豊葉の杜学園	台場小学校	
特別支援学級 （自閉症・情緒障害）	3 校	大崎中学校	浜川中学校	宮前小学校

音声コード

音声コード

４　新たな計画における円滑な施策推進のための基盤

これまで、教育改革「品川教育ルネサンス−For The Next Generation−」をとおして作り上げてきた３つの取り組みによる最良の教育環境を、引き続き基盤として活用し、品川区教育振興基本計画に基づく施策のより確実な実行に努めます。

基盤１　地域とともにある学校づくり

全区立学校を品川コミュニティ・スクールに指定しています。品川コミュニティ・スクールでは、保護者、地域住民、学識経験者等が学校運営に積極的に参画することで、学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいます。

また、地域全体で学校教育を支援することで、学校の教育活動の充実を目指すともに、地域人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図っています。

基盤２　３校種体制における学校教育の推進

平成２７年の学校教育法の一部改正に伴い、平成１８年度から順次設置してきた施設一体型小中一貫校６校を平成２８年度に「義務教育学校」として位置付けました。現在、小学校、中学校、義務教育学校の３つの校種を設置しています。

このことにより、学校の特色等を参考にして、小学校と中学校における一貫教育、義務教育学校における一貫教育を選択することが可能となっています。

基盤３　９年間の一貫したカリキュラム

義務教育９年間を通して、より充実した学びを得られるよう、各教科の系統性を明確に示した「品川区立学校教育要領」を作成しています。品川区立学校教育要領では、国の学習指導要領をベースにしつつ、子どもたちの発達段階に応じて、一貫性をもって学習ができるようカリキュラムが弾力的に編成されています。また、１年生からの「英語科」や「市民科」など、品川独自のカリキュラムを定めています。

さらにその
土台として

幼児教育との円滑な接続

品川区では、９年間の義務教育において、子どもたちが最適な学びを得、豊かな学校生活を送ることができるよう、「保幼小ジョイント期カリキュラム」による遊びを通じた総合的な指導を行い、幼児期から就学期への円滑な接続を図っています。

音声コード

音声コード

第３章　品川区が目指すこれからの教育の姿

音声コード

音声コード

1　品川区版 学びの羅針盤 ２０３０（イメージ図）

私たちが希望する品川の未来

「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」　を実現する教育

（OECD ラーニングコンパス（学びの羅針盤）2030 をベースに品川版 2030 を作成）

子どもたちが VUCA な世界で自分らしく満足のいく人生を過ごしていくためには、ウェルビーイングの実現に向けて自身が進む航路を自ら選択できるように学ぶことが必要です。

品川区教育委員会は、これまでに取り組んできた「品川教育」の成果と課題を整理し、一層強化することで、品川の子どもたちの知識やスキル、態度及び価値観を効果的に育成するために、品川区版 学びの羅針盤 2030 を活用します。

子どもたちが目的意識を働かせ、自分自身の責任を果たしながら、周囲の人々や社会をより良くするために学んでいくことができるよう支援してまいります。

児童・生徒は、コミュニティの中で仲間・教師・家族・地域の方々に囲まれ、協力しながらみんなのウェルビーイングを目指します。

※ＡＡＲサイクル
見通し（Anticipation）、行動（Action）、振り返り（Refrection）から成る一連の学習プロセス

音声コード

音声コード

2　ビジョン ～私たちが望む品川の未来～

本計画の目指すビジョンは次の通りです。

「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」
～みんなのウェルビーイングを目指して～

- 現代は社会の変化が激しく、将来の予測が困難な時代であると言われています。こうした時代を生き抜き成長していくため、子どもたちが「困難を乗り越える力」や「知識と技能を活用し、前向きな態度と価値観をもって社会における複雑な課題を解決する力」を身に付け、自ら目標を設定し、振り返り、責任を果たしながら行動し、自分自身のウェルビーイングを実現するとともに社会全体のウェルビーイング実現の担い手となれるよう、品川区教育委員会は、その資質・能力の育成を図り、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

- 国の教育振興基本計画は、ウェルビーイングを以下のとおり定義しています。

●身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
●多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられることも含む包括的な概念

これを踏まえ、品川区教育委員会はウェルビーイングが実現した社会を

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会
＝「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」

として定義し、これを目指すビジョンとして示し、取り組みを進めるために本計画を策定しました。

個人や社会のウェルビーイング、即ち「みんなのウェルビーイング」を実現し「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」を目指して子どもたちの資質・能力を育成するにあたり、品川区教育委員会は、これまでの教育改革を通じて積み上げてきた教育環境を基盤とし、「品川区版 学びの羅針盤 2030」を用いながら、新たに示す 3 つの基本的な柱および施策推進における 12 の方針に基づく取り組みを進めます。

音声コード　音声コード

3　施策体系

＜ビジョン ～私たちが望む品川の未来～＞

「子どもたちの笑顔でつながる共生社会」
～みんなのウェルビーイングを目指して～

＜品川区が目指す教育＞

個人と社会のウェルビーイングを実現するための
子どもの資質・能力の育成

※12 の方針は、相互に作用しながら子どもたちの学びを実現します。

基本的な柱	施策推進における12の方針
基本的な柱１ **１人ひとりの資質･能力を育成する教育**	1　幅広い知識・専門的能力の育成
	2　確かな学力の育成
	3　豊かな心・健やかな身体の育成
	4　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
	5　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成
	6　学校・家庭・地域の連携・協働による教育
基本的な柱２ **誰１人取り残さない きめ細やかな教育**	7　ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育
	8　社会・経済状況によらない教育の実現
	9　充実した生涯学習・社会教育の機会の確保
基本的な柱３ **学びを支える教育体制の確保**	10　教職員のサポート・指導体制の確保
	11　教育DXに向けたICT環境の整備
	12　安心・安全な教育環境の整備

円滑な施策推進のための基盤

地域とともにある学校づくり	**３校種体制における学校教育の推進**	**９年間の一貫したカリキュラム**

音声コード

音声コード

４　ビジョンを実現するための基本的な柱

柱１　１人ひとりの資質・能力を育成する教育

▸ グローバル化（国際化）、Society 5.0[7]の到来、人工知能（AI）の発達など、社会を取り巻く状況を幅広い視点で捉えながら、未来に向かってすべての子どもが自分らしい人生を築き、持続可能な社会の担い手となる人材の育成を目指します。

▸ 人格形成の基礎を作る幼児教育と義務教育を円滑に接続し、学校・家庭・地域との連携や協働を図りながら、一人ひとりに生きる力の礎となる豊かな情操、道徳心、心身の健康を育みます。

▸ 豊かな心と健康を土台にした９年間の義務教育における一貫したカリキュラムをとおして、主体的・対話的な深い学びの視点による個別最適な学習を図り、基礎的な学力、学び続ける姿勢、人権を尊重する態度を養います。

▸ 知性と感性に富んだ人間性とともに、社会や世界に向き合い、自らの人生を切り拓く資質・能力を身に付けた子どもを育てます。

柱２　誰１人取り残さないきめ細やかな教育

▸ 多様性が尊重される時代において、ダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂）の考え方を基本に全ての子どもたちが互いを認め、高め合うことができる教育を目指します。

▸ 学ぶための就学機会を保障するとともに、子どもたちの人権が守られ、いじめや体罰のない、安心できる居場所となる学校づくり、自らの能力と可能性を最大限に伸ばすことのできる一人ひとりに最適かつ多様な教育環境を実現します。

▸ 人生 100 年時代を見据え、区民が生涯を学び続けることのできる、地域資源を生かした学習環境を実現します。

柱３　学びを支える教育体制の確保

▸ 将来の予測が困難で変化の激しい時代（ＶＵＣＡの時代）の中、新しい時代の学びを支える質の高い教育体制を目指し、区固有教員の確保、生き生きと学び続ける教職員の養成とサポート体制の充実、最新のテクノロジーを取り入れた先進的な学習方法と学校運営の実現を図るとともに、学校施設の整備と地域全体での見守り体制強化による安全・安心な教育環境づくりを推進します。

---

[7] 2016（平成 28）年に「第５期科学技術基本計画」において「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として示された概念。2021（令和３）年の「第６期科学技術・イノベーション基本計画」において、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being）を実現できる社会」として再定義された。

音声コード

音声コード

5　施策推進における 12 の方針

柱１　１人ひとりの資質・能力を育成する教育

方針１　幅広い知識・専門的能力の育成

目指す姿

●　持続可能な社会の担い手として知性と感性に富み、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていける基礎となる幅広い知識、スキル、態度および価値観を身に付けるとともに、それらを集結して様々な場面で適切に対応することのできる子どもたちが育っています。

＜手法等＞

・学校毎の創意工夫と地域連携を生かし、主体的・対話的で深い学びの視点を重視した９年間の学校教育をとおして、教科等で学ぶ個別的・事実的な知識の獲得、教科横断的に学ぶ概念的な知識の獲得を進めます。

方針２　確かな学力の育成

目指す姿

●　子どもたちは、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう新しい時代を切り拓くための基礎的な学力と学び続ける態度が身に付いています。

●　子どもたちは、自己の在り方・生き方を考えながらよりよく課題を発見し、解決していくために教科の概念を学び、本質を理解し、教科横断的に活用することができます。

＜手法等＞

・就学前教育と義務教育の円滑な接続のもと、発達段階や習熟度に応じた個別最適な学習指導の実践、様々な体験等を通じて設定した問いに対して得た知識を活用しながら多様な人々との協働を通じて解決する「探究的な学習」などの取組を進めます。

方針３　豊かな心・健やかな身体の育成

目指す姿

●　直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力（レジリエンス）、偏見や差別をもたず他者を尊重する態度、基本的な運動習慣と生活習慣を身に付けた子どもたちが育っています。

＜手法等＞

・就学前教育と義務教育の円滑な接続、地域との連携のもと、幼児期からの非認知能力の育成をとおして、人格形成の根幹となる豊かな情操や道徳心、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性、心身の健康などを育む取り組み、人権尊重都市品川宣言に基づく人権尊重教育の推進、児童・生徒の体力向上を図ります。

方針４　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

目指す姿

●　子どもたちは、社会と向き合う態度・価値観をもち、自ら考え主体的に責任をもって行動する力、他者とともに持続可能な共生社会づくりに貢献できる力、未来の社会をよくするために何か行動しようとする資質能力・態度を身に付けています。
●　自然環境や脱酸素をはじめとする地球規模の諸問題について自らの課題として考え、具体的に行動することができる力を身に付けた子どもが育っています。

＜手法等＞

・これからの社会を生き抜く上で、自ら考え、主体的に行動し、責任をもって社会変革を実現していく力が大切な時代となる中、区独自教科「市民科」、自分の将来を考え実現する方法を学ぶキャリア発達の支援、主体的・対話的で深い学びの視点による教育の実践、子どもたちの意見を聴く機会の確保などの取組を進めます。

方針５　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成

目指す姿

●　豊かな語学力、異文化・多様性理解、国際貢献の精神、好奇心・創造性・開かれた考え方を身に付けた子どもが育っています。
●　異なる文化・価値を乗り越えて他者と上手に関係を構築し、協力するコミュニケーション能力を身に付けた子どもが育っています。
●　社会の仕組みや地域社会における個人の役割を学ぶとともに、リテラシー（※1）やニューメラシー（※2）を身に付け、自分の人生を豊かにし、Society5.0 の中で新しい価値を創造する意欲と力を備えた子どもたちが育っています。
（※1）多様な情報を読み、解釈し、意味づけしコミュニケーションを取る能力
（※2）生活に必要な様々な情報を活用し、解釈し、計算する能力

＜手法等＞

・グローバル化（国際化）が進む社会の中で、身近な文化・歴史の体験学習、語学研修派遣、９年間の系統的・実践的な区独自の英語教育などの取組を進めます。
・民間企業と連携した本物に近い経済活動体験、学校独自の主体的・対話的で深い学びを実践する授業を推進します。

方針６　学校・家庭・地域の連携・協働による教育

目指す姿

●　地域における共生社会の中で、学校・家庭・地域の人々に見守られながら、子どもたちが健やかに成長しています。

＜手法等＞

・全国的に子どもたちを取り巻く環境の変化や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘されている中、家庭教育支援、学校毎の品川コミュニティ・スクールの充実、幼児教育と義務教育との円滑な接続・連携を図るとともに、地域の多様な資源を生かした子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子どもたちの意見を聴く機会の確保等を進めます。

柱２　誰１人取り残さないきめ細やかな教育

方針７　ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育

目指す姿

●　すべての子どもたちが互いを認め合い、一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばすことのできる教育が実現しています。

＜手法等＞

・子どもたちの多様な教育ニーズに応えるため、すべての子どもたちがお互いの違いを認め合い、高め合う協働的な学び（ダイバーシティ&インクルージョン）を基本とした不登校対策や特別支援教育の充実を図るとともに、子どもの学びが途切れない多様な学習の在り方の確保、安心できる居場所づくり、幼児教育と義務教育における継続的な支援、専門的人材の確保、福祉分野との連携などの取組を進めます。

・いじめ根絶宣言および体罰根絶宣言の考え方を基本に、品川学校支援チームＨＥＡＲＴＳにおける専門性ある多職種の連携、いじめ予防プログラムなどの取組をとおして、いじめを許さない学校づくりと子どもたちの尊厳が守られる教育が実現しています。

方針８　社会・経済状況によらない教育の実現

目指す姿

●　子どもたちの将来の夢を実現する力と社会を変革する力が育まれるよう、経済的理由や社会状況により就学の機会が損なわれることなく、すべての子どもたちは平等に質の高い教育を受けることができています。

＜手法等＞

・給食費や教材費の無償化、災害時における教育活動の継続に向けた体制構築や、日本語指導が必要な児童・生徒の支援を図ることで社会・経済状況に左右されずに教育を受けることのできる環境づくりを進めます。

方針９　充実した生涯学習・社会教育の機会の確保

目指す姿

●　地域の歴史と文化を継承する担い手となり、世代を超えてお互いがつながり、地域と社会を自ら創造する区民が育っています。

＜手法等＞

・貴重な文化財の保存・活用と生涯の豊かな学びを支える図書館の機能強化による学習環境の構築を進めます。

柱３　学びを支える教育体制の確保

方針 10　教職員のサポート・指導体制の確保

目指す姿

●　学び続ける教員が養成され、新しい時代の幼児教育・義務教育を先取りする品川区独自の学校運営が実現しています。

＜手法等＞

・新たな学びを担う優れた教員の養成を図るとともに、区独自の教育施策の企画・具現化や喫緊の教育課題の解決など、品川区の教育を担う質の高い区固有教員の確保および能力育成に努めます。

・スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーションアシスタントなどの配置による教員の業務支援をはじめとした学校の働き方改革、教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上を図る研修機会の確保を通して教職員が心身ともに健康で生き生きとやりがいを感じながら職務に取り組むことのできる環境づくりを進めます。

方針 11　教育ＤＸに向けたＩＣＴ環境の整備

目指す姿

●　ＩＣＴの活用が日常化し、すべての子どもたちと教職員にとって魅力があり、学習効果の高い教育ができています。

＜手法等＞

・進化するテクノロジーと教職員の経験を組み合わせた指導を進めるとともに、教職員の指導力向上と負担軽減を図る計画的なＩＣＴ環境の整備と活用を図ります。

方針 12　安心・安全な教育環境の整備

目指す姿

●　ハード・ソフトの両面における安全で安心な教育環境の中で、子どもたちが常に新しい時代の学びを受けることができるようになっています。

＜手法等＞

・就学人口の増加や地域バランス等を踏まえた教育施設の修繕・改築と防災機能の充実などの一体的な推進および、地域全体で子どもたちを見守る体制の構築を進めます。

6　本計画とＳＤＧｓ

本計画で定める施策推進における12の方針はＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に資するものです。12の方針がめざす主なＳＤＧｓ17の目標（ゴール）は次の通りです。

基本的な柱	施策推進における12の方針		ＳＤＧｓ17の目標（ゴール）
柱１ １人ひとりの資質･能力を育成する教育	1	幅広い知識・専門的能力の育成	
	2	確かな学力の育成	
	3	豊かな心・健やかな身体の育成	
	4	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	
	5	グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成	
	6	学校・家庭・地域の連携・協働による教育	
柱２ 誰１人取り残さない きめ細やかな教育	7	ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育	
	8	社会・経済状況によらない教育の実現	
	9	充実した生涯学習・社会教育の機会の確保	

音声コード

音声コード

基本的な柱	施策推進における12の方針		ＳＤＧｓ17の目標（ゴール）
柱３ 学びを支える教育体制の確保	10	教職員のサポート・指導体制の確保	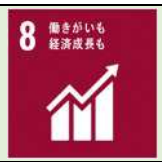
	11	教育DXに向けたICT環境の整備	
	12	安心・安全な教育環境の整備	

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは

ＳＤＧｓは「Sustainable Development Goals」 の略であり、2015（平成27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す、2030（令和12）年を年限とする開発目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

ＳＤＧｓは持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）から構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

ＳＤＧｓ17 の目標（ゴール）

1　貧困をなくそう
2　飢餓をゼロに
3　すべての人に健康福祉を
4　質の高い教育をみんなに
5　ジェンダー平等を実現しよう
6　安全な水とトイレを世界中に
7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8　働きがいも経済成長も
9　産業と技術革新の基盤をつくろう
10　人や国の不平等をなくそう
11　住み続けられるまちづくりを
12　つくる責任つかう責任
13　気候変動に具体的な対策を
14　海の豊かさを守ろう
15　陸の豊かさも守ろう
16　平和と公正をすべての人に
17　パートナーシップで目標を達成しよう

音声コード

音声コード

（白紙ページ）

音声コード

音声コード

第４章　計画の推進

音声コード

音声コード

1　進行管理

本計画の施策の実施にあたっては、毎年度、主要な施策や事務事業の取組状況について、学校の状況、子ども・保護者の意見、地域の意見、教育データ・指標等を把握しながら点検・評価を行い、目指すべきビジョンを実現するための課題や取組の改善点を明らかにして、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

▼ＰＤＣＡサイクルによる進行管理のイメージ

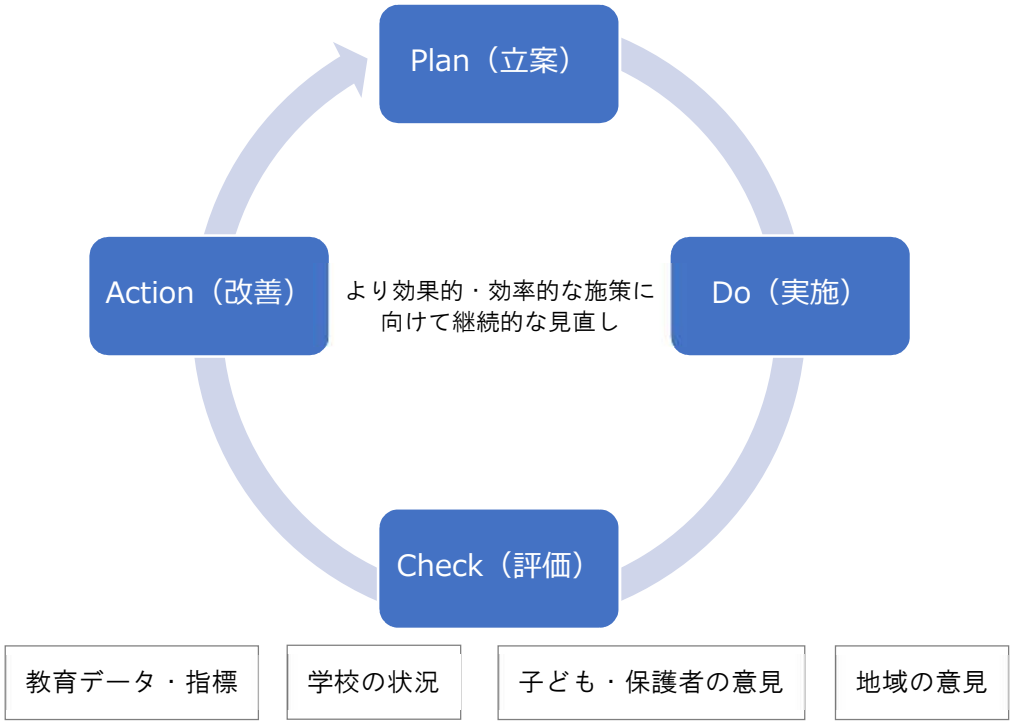

◇事務事業の評価・公表

区教育委員会の事務事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、毎年度、外部有識者を交えて評価を行います。この事務事業評価を通じて本計画に基づき実施する事務事業の評価を行い、その結果を「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」として、区ホームページで公表します。

◇児童・生徒アンケート、保護者アンケートの実施

区における教育施策の成果を検証するため、毎年度、保護者アンケート（区立学校に通う全児童・生徒の保護者）および児童・生徒アンケート（区立学校に通う２年生以上の全児童・生徒）を実施し、調査結果を教育施策・事業の改善に役立てます。

2　主な取り組み事例

方針１　幅広い知識・専門的能力の育成

特色ある教育活動の推進【庶務課・学務課・指導課・教育総合支援センター】

城南小学校における特色ある教育活動「『品川区の移り変わり』を学ぶ授業」の様子。地域の方から昔の品川区の様子や生活様式について話を聞き、調べ学習により理解を深め、目指していく品川区の姿を皆でスローガンにまとめるなど、従来の受け身の授業ではなく、「主体的、対話的で深い学び」に繋がる授業に取り組んでいます。

■事務事業の概要■
【対象】品川区立小学校・中学校・義務教育学校
【目的】前年度に各学校から提出された予算計画書に基づき、各学校長のビジョンに基づいた特色ある教育活動を推進し、成果基盤型の学校経営の実現を図る。
【内容・手法等】教育内容の各学校の特色に適応した教育環境の整備を図る。
一部を学校に配当し執行している。

方針２　専門的な学力の育成

市民科の推進【教育総合支援センター】

大井第一小学校では市民科の「一貫プラン」として５・６年生による異学年探究学習を設定し、「よりよい社会へ」という単元の学習を行っています。「理想の社会とは」について話し合い、自分たちで出し合った多様な考えを分析したり、社会で働く方々のお話を聞いて考えを深めたりして、探究的な学習を発展的に進めています。

■事務事業の概要■
【対象】品川区立小学校・中学校・義務教育学校
【目的】品川区立学校教育要領に基づき、教養豊かで品格のある人間形成を目指し、区独自教材の活用や体験的な活動等を通して指導の充実を図る。
【内容・手法等】区独自教材のデジタル化を進めるとともに、経済体験学習等でもタブレットを活用して指導体制や方法の工夫・充実を図る。

音声コード

音声コード

方針３　豊かな心・健やかな身体の育成

多様性理解・多文化共生推進事業【指導課】

多様性理解・多文化共生推進事業を通して、児童・生徒の他者への思いやりや自己肯定感の充実度や満足度（主観的なウェルビーイング）の向上を図っています。教員自身が障害者理解を深めるとともに、品川区の教育施策への理解、児童・生徒理解、指導方法の工夫改善を図ることを目的とした研修をしています。

■事務事業の概要■
【対象】区立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校
【目的】令和７年度デフリンピック開催（東京）を契機に、障害者理解（多様性理解）や日本文化・スポーツ体験等（多文化共生）の推進を図る。パラスポーツ体験授業、アスリートとの交流、大使館との交流等の経験等を通して、多様性理解・多文化共生の推進に生かしていく。
【内容・手法等】
・しながわ多様性理解・多文化共生推進事業（各種体験教室・講演会等の実施）
・ブラインドサッカー体験（生徒・教職員研修）

方針４　主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

しながわドリームジョブ【指導課】

しながわドリームジョブでは、児童･生徒が様々な分野の職業についている方の話を聞き､様々な職業について興味をもち､自分の将来について考え､実現させるための具体的な方法を学びます｡本事業を通じて、多様な社会人の方々から「仕事」「職業」「生き方」等についての話を伺い、地域とのかかわりの中で社会の一員としての自らの将来や、その実現のための方策を考え、主体性を育んでいます。

■事務事業の概要■
【対象】区立小学校・中学校・義務教育学校　５年生以上
【目的】児童・生徒が様々な職業についている方の話を聞くことで、様々な職業に興味をもち、将来について考え、実現するための具体的な方法を学ぶとともに、学校と学校支援地域本部・学校支援ボランティアが協力して事業を実施していくことで、地域連携を進める。
【内容・手法等】希望する学校で実施する。地域で様々な職業に就く方々が講師となり、その職業に就くために必要なことや、仕事のやりがいなどを話す。児童・生徒はその中から興味のある職業を選択し、講師の話を聞き、質問をする。

方針５　グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成

スチューデントシティ・ファイナンスパーク【教育総合支援センター】

「スチューデント・シティ」という経済活動体験施設において、実在する企業の社員や区役所職員などの仕事を体験する一方、消費者として計画的に物を買うなど、立場の違う活動を同時体験します。そして、自分たちの生活は人々がそれぞれの役割を分担し、お互いに支えあう「共生社会」の上に成り立つことを理解し、学習しています。

【対象】区立学校５年生（スチューデント・シティ）、区立学校８年生（ファイナンス・パーク）
【目的】学校で学んだ知識と自らの生活を有機的に関連させる学習として、市民科学習の５年生および８年生の将来設計領域に単元として導入している。
【内容・手法等】公益社団法人ジュニアアチーブメント日本のプログラムを使い本物に近い経済活動体験を通して学習効果を高める。事前学習に８時間設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。全１５時間のプログラムである。（令和４年度より、ファイナンス・パークはオンラインで実施、スチューデント・シティはリニューアルオープンした。）

方針６　学校・家庭・地域の連携・協働による教育

部活動の地域移行等の推進【指導課】

令和６年度より、部活動指導の一部を民間委託し、専門性の高い指導者による部活動指導を実施しています。
また、改革推進期間（令和７年度まで）は、ダンス部、ラグビー部、ホッケー部の３つの地域部活動を行います。地域の民間企業や関係機関と連携しながら、子どもたちが地域社会とのかかわりを通じて、自己実現や地域への愛着をもてる人材を育成していきます。

■事務事業の概要■
【対象】５年生以上の区立学校児童・生徒
【目的】部活動を持続可能な取組として、児童・生徒の多様な体験機会を確保するとともに、教員の働き方改革による学校教育の質の向上を図る。
【内容・手法等】協議会を開催し、部活動の地域移行のあり方等を総合的に検討する。学校部活動に民間委託を導入し、各学校に学校部活動アシスタントコーディネーターの配置を行うことで指導者を確保し、部活動の持続性を担保するとともに、教員の働き方改革の推進を図る。地域部活動の実施により、学校部活動にない部活動など、子どもたちに多様な体験機会を確保する。

音声コード

音声コード

方針７　ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育

不登校支援（メタバースを活用した学習支援）【教育総合支援センター】

使用許可確認中

オンライン空間上での事業の様子。メタバース技術を使用し、児童。・生徒はオンライン上に用意した教室で交流したり、授業を受けることが可能となりました。学校やマイスクールと合わせて多様な学びの在り方を認め推進し、児童・生徒の学びを止めない教育を進めています。

※画像は運営会社の許可が下りた場合に使用可

■事務事業の概要■
【対象】、学校、品川区教育支援センター「マイスクール」または民間施設であるフリースクール等に通うことができない児童・生徒。
【目的】多様な学びの一環として、オンライン仮想空間上での学習支援をとおして、不登校児童・生徒の社会的自立を目指す。
【内容・手法等】オンライン上の仮想空間を活用した居場所と学習の機会を確保し、コミュニケーション活動、オンライン学習教材の提供、オンライン授業などを実施することで、個々の状況に合わせた学びの場を提供する。

方針８　社会・経済状況によらない教育の実現

帰国児童・生徒等支援【教育総合支援センター】

山中小学校の日本語指導教室で行われている指導の様子。児童・生徒は在籍校から週３回程度日本語指導教室に通い、日本語を学びます。

日本語指導講師によるきめ細かな指導を通じ、母語や文化を大切にしながら早期に日本語能力を習得し、どのような状況にあっても全ての児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるための取り組みを推進しています。

■事務事業の概要■
【対象】海外からの帰国児童・生徒ならびに海外より来日した外国籍の児童・生徒
【目的】児童・生徒が日本の生活習慣および学習習慣に速やかに適応し、学校生活および社会生活を円滑に営むことができる能力を育成する。
【内容・手法等】山中小学校と八潮学園の空き教室において、日本語能力の習得を進めるための言語指導や、対象者の実態に応じた教科への適応指導を行う。日本語指導教室委託（NPO 法人 IWC 国際市民の会）。

音声コード

音声コード

方針９　充実した生涯学習・社会教育の機会の確保

区立図書館の運営【品川図書館】

区立図書館では、図書や視聴覚資料等の貸出、地域に関する情報の提供、ビジネスや学習の支援、各種の研修やおはなし会などのイベント等、利用者のニーズに応じて幅広いサービスの展開をしています。今後も引き続き資料の充実を図り、地域の情報発信拠点として充実した生涯学習・社会教育の場として、環境整備を進めていきます。

■事務事業の概要■
【対象】区民一般
【目的】図書館法に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理・保存し区民の教養、調査研究、レクリエーシヨン等に資することを目的とする。
【手法・内容等】品川図書館を中央館と位置づけ、区内１１館と３か所の図書取次施設を設置し、約１２０万点余りの資料を所蔵するとともに、年間約３４６万余りの資料を貸し出している。さらに、図書館の電子化として、クラシック音楽を中心とした配信サービス、電子書籍の貸出しや貴重な地域資料を電子保存しアーカイブとして提供している。

方針１０　教職員のサポート・指導体制の確保

固有教員の採用【指導課】

区独自の教育施策の企画・具現化、学校組織体制の強化、高い専門性が必要となる教育課題への対応といった品川教育のさらなる推進のため、推進リーダーの役割を果たす固有教員を採用しています。今後、段階的に増員していく予定であり、固有教員の魅力を積極的にＰＲして人材の確保に努めていくとともに、各種研修機会や助成制度の充実により資質・能力の向上を図っていきます。

■事務事業の概要■
【対象】区立小学校・中学校・義務教育学校の区固有教員。
【目的】一貫教育など品川区教育施策の推進。
【内容・手法等】区の教育施策の原動力となる高い志を持った者を採用する。他地区への異動がなく、区独自の教育施策への理解を深めた教員を配置することで、一貫教育を推進する。都主催研修への参加機会を確保するとともに、自己啓発のための書籍購入費等の補助、通所研修による重要施策の研究、外部専門研修の受講、異校種免許の取得推進等、区独自の補助を行い、固有教員の資質や能力の向上を図る。

方針１１　教育ＤＸに向けたＩＣＴ環境の整備

学校 ICT の推進【学務課】

児童生徒が授業でタブレット端末に入力している様子。
ＩＣＴ機器を配備することにより、場所を問わず継続した学習環境を確保できるようになり、一人ひとりの資質・能力をより効果的に育成できる教育環境を実現させています。

■事務事業の概要■
【目的】児童・生徒がＩＣＴ機器を活用することを通じ、進化する情報社会への適応力（情報リテラシー）を定着させるとともに学習意欲の向上を図る。
【内容・手法等】
①児童生徒一人一台専用端末の ICT 環境整備
　「GIGA スクール構想」の実現に向け、すべての児童・生徒に１人１台のタブレット端末を配備した。今後、タブレット端末を活用した学習活動を推進していく。
②教室用 ICT 機器整備の充実
　普通教室等へ整備した電子黒板機能付プロジェクタ・書画カメラ・教師用ノートパソコン・デジタル教科書等を活用し、より質が高く、分かりやすい授業を実践している。

方針１２　安心・安全な教育環境の整備

学校改築の計画的な推進【庶務課】

現在改築工事中の源氏前小学校の鳥瞰イメージ。
老朽化が進み更新時期を迎えている学校施設について、計画的に改築を行っています。児童・生徒が安全・安心に学習できるとともに、地域に開かれ防災や交流の拠点となる学校づくりを進めます。

■事務事業の概要■
【対象】改築未着手校（令和６年４月１日時点 20 校）
【目的】学校施設の老朽化や就学人口の増加等に対応するため、計画的に学校改築を推進し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、良好な学習環境を整備する。
【内容・手法】
　①敷地測量、②基本設計、③実施設計、④校舎等改築工事

音声コード

音声コード

資料

音声コード

音声コード

（1）子どもワークショップからの意見

（子どもたちの意見を分類して記載）（実施後に追加）

- ＊＊＊
- ＊＊＊
- ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ワークショップ等の様子（写真）

ワークショップ等の様子（写真）

- ＊＊＊＊＊＊
- ＊＊＊
- ＊＊＊
- ＊＊＊
- ＊＊＊

ワークショップ等の様子（写真）

ワークショップ等の様子（写真）

音声コード

音声コード

（２）品川区教育振興基本計画策定委員会　設置要綱

（最終案に記載）

（３）品川区教育振興基本計画策定委員会　委員名簿

（最終案に記載）

（４）品川区教育振興基本計画 検討経過

（最終案に記載）

品川区教育振興基本計画
発行月　2025（令和７）年３月 発　行　品川区教育委員会 編　集　品川区　教育委員会事務局　庶務課

音声コード

音声コード

音声コード

音声コード

品川区教育振興基本計画策定に係る子どもワークショップ
実施内容

１　テーマ

学校におけるウェルビーイング：**「みんなが笑顔になれる学校を考えよう」**

２　当日の主な流れ

項目	内容	時間
導入説明・ アイスブレイク	・ウェルビーイング・学校のウェルビーイングに関する説明 ・アイスブレイク（緊張をほぐすためのワーク）	10 分
グループワーク	・ワーク①　ウェルビーイングの具体例を考える ・ワーク②　どんな意見があったか、グループ内で共有する ・ワーク③　①②を踏まえて「みんなが笑顔になれる学校」を描く	40 分
共有・まとめ	・他のグループの内容共有・まとめ	20 分

※時間は目安

３　導入説明の内容について

◇学校におけるウェルビーイングについて共通認識を持つための導入説明を行います。

◇「今が楽しい」等の個人の短期的な感情に限らず、自分の将来、学校・地域をはじめとする周囲の人々の幸せな状態、世界の幸せな状態といった、個人を取り巻く場が持続的により良い状態であることを目指すための「ウェルビーイングの深化」の視点を意識した説明を行います。

◇説明の際は、ウェルビーイングの具体例について１つの「正解」を伝えるのではなく、多様な考え方を認めるものであることに留意します。

◇グループワークの内容もこれらの視点を意識しやすいものとなるよう留意します。

４　グループワークの内容について

◇事前アンケート等で把握した参加者の希望、意欲、学年、特性などに応じて、グループワークの内容を具体的に設計します。

◇具体的な手法は様々考えられますが、一人ひとりが多様な視点・価値観に触れながら、「みんなが笑顔になれる学校」の実現のためにできることを思い描くことができるよう設計します。

◇ワークシートや模造紙を活用し、児童・生徒の考えたご意見が形に残るよう留意します。

ワークの際に投げかける問いの例

- あなたが笑顔で通うことができる学校はどんな学校？（ウェルビーイングの要素全体）
- あなたがわくわくする学校での学びとは？（自己肯定感・自己実現 等）
- あなたが学校に通っていて「よかった」と思うことはどんなこと？（協働性・つながり 等）
- みんながほっとできる学校をつくるとしたら？（安全安心・心身の健康・多様性 等）

５　共有・まとめについて

◇班ごとに結果の発表を行い、その共有を行います。

６　参考（実施概要）

（１）目的

令和５年４月に施行された「こども基本法」は、自治体の責務として、子どもに関する政策を決定する際には、当事者である子どもたちの意見を聞くことを求めています。この趣旨に基づき、区立学校に通う児童・生徒を対象としたワークショップを実施し、計画策定の検討材料として活用するとともに、児童・生徒がより良い未来について考え、行動するきっかけとすることを目的とします。

（２）期日および時間

No.	会　場	期　日	時　間
1	浅間台小学校	９月３日（火）	16 時 00 分から 17 時 30 分まで
2	大崎中学校	９月５日（木）	
3	豊葉の杜学園	９月６日（金）	

（３）参加者

①対象者

・学年・校種・性別・支援要否を問わず全ての児童・生徒
（義務学前期・後期を分けた校数 52 校、概ね１校１名）

②１回の参加者数

・概ね 18 名
・いくつかの班に分かれグループワークを行います。

（４）その他

①1～6 年生は必ず引率を必要とし、原則として保護者へ引率願いすることとします。なお、7～9 年生の引率は任意とします。

②当日は引率者用の控室を用意し、引率者は控室にて待機します。参加する児童・生徒が日ごろの姿で発言できる雰囲気づくりのため、引率者による見学は原則としてお断りします。また、同様の理由から、見学をご希望の委員については、ワークショップ１回あたりの定員を設けさせていただきます。

③ワークショップでは緊張をほぐすためお菓子等の飲食を行う予定です。事前アンケートを実施し予めアレルギーの確認を行っています。